

鳥取県西部広域行政管理組合 掲示第 17 号

公募型プロポーザルの執行について

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備概要等検討業務委託の受注者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 25 日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司

1 業務概要

(1) 委託業務名

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備概要等検討業務委託

(2) 業務内容

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備概要等検討業務委託仕様書による。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和 5 年 10 月 31 日まで

(4) 提案上限額

16,016,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 プロポーザル参加資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、本件プロポーザルの参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本組合構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 本組合から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続中の事業者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中の事業者ではないこと。
- (8) 建設コンサルタント登録規程による建設コンサルタントの「廃棄物部門」の登録を受けていること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒689-3403 鳥取県米子市淀江町西原 1129 番地 1
鳥取県西部広域行政管理組合事務局 ごみ処理施設整備課
TEL : 0859-21-1361 FAX : 0859-56-5115
E-mail : g-seibi@tottori-seibukoiki.jp

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間

令和 5 年 4 月 25 日 (火) から令和 5 年 5 月 1 日 (月) まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 配布場所

本組合事務局ごみ処理施設整備課にて配布する。また、本組合ホームページよりダウンロード可能。

(3) 参加申込書類の提出

ア 受付期間

令和 5 年 4 月 25 日 (火) から令和 5 年 5 月 1 日 (月) まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 提出場所

本組合事務局ごみ処理施設整備課

ウ 提出方法

持参又は郵送 (配達証明書付き書留郵便とし、期限必着とする。)

エ 提出書類

- ㊦ プロポーザル参加申込書
- ㊧ 会社概要調書
- ㊨ 業務実績調書
- ㊩ 管理技術者業務実績等調書
- ㊪ 建設コンサルタント「廃棄物部門」の登録内容が分かるもの

(4) 企画提案書類の提出

ア 受付期間

令和 5 年 5 月 15 日 (月) まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 提出場所

本組合事務局ごみ処理施設整備課

ウ 提出方法

持参又は郵送 (配達証明書付き書留郵便とし、期限必着とする。)

エ 提出書類

- ㊦ 企画提案書類表紙
- ㊧ 業務実施方針
- ㊨ 業務実施体制・手法

- ㊦ 業務実施スケジュール
- ㊧ 業務に関する提案

4 審査

(1) 一次審査

プロポーザル参加資格要件及び提出された参加申込書類の確認を行い、確認の結果、参加資格を有する者が5者以上ある場合は、一次審査を行う。

(2) 二次審査

企画提案書類及びプレゼンテーションの評価を行う。

(3) 優先交渉権者の決定

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備概要等検討業務委託業者プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、一次審査、二次審査及び提案見積書の評価結果に基づき、最も評価の高い参加者を優先交渉権者に選定する。

なお、参加申込者が1者のみの場合は、当該1者について、選考委員会において優先交渉権者としての適否を審査する。

5 契約の締結

(1) 契約に際し、仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、必ずしも提案通り実施するものではなく、本組合との協議により必要な修正を行うことができるものとする。

(2) 仕様書の内容が確定したのち、提案見積書に記載された金額を上限として、契約額を決定する。

(3) 交渉の結果、優先交渉権者との契約に至らなかった場合は、次点の者と交渉を行う。

(4) 委託契約締結後においても、失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。